

## 令和3年第4回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和3年12月9日(木) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第132号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定について  
議第133号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第145号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議第146号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議第147号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 4 出席委員(7名)  
1番 鈴木好彦君 2番 上村正朗君  
3番 富樫雅男君 4番 稲葉久美子君  
5番 鈴木いせ子君 6番 鈴木一之君  
7番 長谷川孝君
- 5 欠席委員 なし
- 6 傍聴議員(3名) 菅井晋一君 小杉武仁君 大滝国吉君
- 7 地方自治法第105条による出席者 議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者 なし
- 9 説明のため出席した者
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 副 市 長         | 忠 聰 君     |
| 税 務 課 長       | 大 滝 慈 光 君 |
| 同課収納対策室長      | 鈴木涉君      |
| 地域経済振興課長      | 田中章穂君     |
| 市 民 課 長       | 八藤後茂樹君    |
| 環 境 課 長       | 瀬賀豪君      |
| 同課生活環境室長      | 本間研二君     |
| 保 健 医 療 課 長   | 信田和子君     |
| 同 課 国 保 室 長   | 林洋一君      |
| 同 課 国 保 室 係 長 | 本間かおり君    |
| 介 護 高 齢 課 長   | 大滝きくみ君    |
| 同課高齢者支援室長     | 山田美和子君    |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君    |
| 同課介護保険室長      | 高橋洋一君     |
| 同課介護保険室副参事    | 近藤知子君     |
| 福 祉 課 長       | 木村静子君     |
| こ ど も 課 長     | 中村豊昭君     |
| 同課子育て政策室長     | 高橋朗君      |

同課子育て支援室長

山 田 昌 実 君

10 議会事務局職員

局 長  
書 記

長谷部 俊 一  
菅 井 洋 子

(午前 9時59分)

委員長 (長谷川 孝君) 開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程のとおり付託議案の審査を行うことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

**日 程 第 1** 議第132号 村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（税務課長 大滝慈光君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

税務 課長 おはようございます。それでは、議第132号、村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げる。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における事業用の設備に係る特別償却に係る拡充措置が施された。本市においても新たな過疎計画の中に本市の全域を産業振興促進区域と定めることにより、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業などの事業者が一定の要件を満たす設備投資を行った場合、固定資産税の課税免除を受けることができるよう新たに条例を制定するものである。なお、村上市税条例及び村上市企業設置奨励条例についても固定資産税の課税免除の条項があるから、本条例案との重複適用を避けるためにも附則において一部改正を行うものである。課税免除の要件については、第2条に記載があるけれども、これを要約させていただく。第1項第1号の製造業及び旅館業では、個人、法人とも取得価格が500万円以上が対象になる。ただし、法人については資本金が5,000万円を超え、1億円以下の法人は取得価格が1,000万円以上、資本金が1億円を超える法人については取得価格が2,000万円以上の事業者が該当いたします。第2号の情報サービス業等または農林水産物等販売業では、事業者で個人、法人とも資本金の額は関係なく、取得価格は500万円以上の事業者が該当いたします。課税免除の期間については、第3条に規定されているが、新たに課税されることとなった年度から3か年とあるが、令和3年度から令和5年度内に取得した資産が対象となる。説明は以上だ。

(質 疑)

上村 正朗

おはようございます。ちょっと教えていただきたいと思う。固定資産税の減免を定めた条例は、市税条例と企業設置奨励条例だろうか。ほかにもあるかもしれないけれども。それで、今回の本議案と関連するというと、企業設置奨励条例の中にも同じような何か定めがあると思うのだけれども、要件とかでちょっといろいろ違ってくるのだろうなと思うのだけれども、その辺、今課長のほうからは本議案に係る条例についての要件説明していただいたけれども、既存の企業設置条例との違いだが、要件の違いのところを主要なところで結構なので、お聞かせいただければと思う。

地域経済振興課長 それでは、現在の村上市企業設置奨励条例については、今税務課長のほうから新たな要件のご説明があったが、企業設置条例については、1つが適用を受けるためには、まず新設及び増設、そして移設、この3つのケースに限られる。そして、なおかつ新たに投下固定資本総額、どのくらい資本投資かけるかについては3,000万円以上、そしてかつ常用雇用者数が、雇用人数が3人以上というふうな条件設定がある。これがまずスタートの条件設定になるが、中には3,000万円ではなく1億円以上で常用雇用者数が10人以上の場合は、これは新設、増設、移設にかかわらず、適用年数が3年ではなく5年になる。それが現在の企業設置条例の概略になるが、それに対して今回の内容については、資本投資額3,000万円等が先ほどの説明にあったように事業者の規模によって3区分されるが、500万円以上、1,000万円以上、そして2,000万円以上と、その投資にかかる、投資ではなくて今度取得価格という内容になるが、そういったことで非常にハードルが下がるという点が1点ある。あと、先ほど企業設置条例のほうでは新設、そして増設、移設というふうなものがあったが、こちらのほうでは取得に関わるもの全てが適用になるので、一例に例えると、今設備投資してある機器関係の経年劣化による更新等、そういったものも認められるというふうな優位性がある。以上だ。

上村 正朗 分かった。それで、過疎地域持続的発展計画では区域とか要件とか定めて、それでこの条例になったと思うのだけれども、同じような過疎地域持続的発展計画的なものというのは今まであったと思うのだけれども、このタイミングでこの条例を出してくるというか、条例の中身は今までの企業設置奨励条例の要件を非常に緩和して使い勝手がいいものになっているので、非常にいいことだと思うけれども、このタイミングというのは何か国の制度が変わったとか、そういう要因があったのだろうか。

税務 課長 正直申し上げると、令和3年4月1日施行で特別措置法の改正があったので、それを受け早期に条例を定めて施行すべきところであったけれども、ちょっと事務が始点というか、延びてしまった。なので、気づいたときにはというのは非常に申し訳ないけれども、今早急にやって早く施行しようということで、その間に特に相談等はなかったので、今回ここからスタートということでご理解をさせていただきたいと思う。

上村 正朗 そうすると、本来は早めに、4月1日は無理にしても6月議会とか、そういうところで条例案上程すべきだったということだよね。それはいい。企業設置奨励条例の、分かればなのだけれども、昨年度の対象件数、どのくらい対象になったのかと、あとは今まで今年度は相談がないということなのだけれども、そのうちこの条例が制定されたことによって、今後どのくらい対象になると見込まれるのかとか、見込みはなかなか難しいと思うけれども、答えられる範囲でお聞かせいただければと思う。

地域経済振興課長 昨年度の実績であるが、昨年度適用を受けている企業数としては5社ある。そして、この5社は昨年度に申請、新規で適用を受けている5社ではなく、その前々年度からの、要は優遇措置が3年間継続であるので、ちょうど3年目を迎える企業が2社、そして2年目を迎える企業が2社、そして昨年度からスタートしている企業が1社ある。合わせて昨年度の実績は5社である。そして、本年度継続している企業としては3社ある。当条例が制定されてからの実績企業数としては13社あるが、この条件緩和することによって、ちょっと読みづらいところはあるのだが、同等数以上の申請があるものとは考えておる。以上だ。

- 上村 正朗 では、初日の本会議での質疑でもあったと思うけれども、今回の過疎地域の条例について免除了固定資産税額の75%は普通交付税措置だという回答があったと思うのだけれども、逆に企業設置奨励条例のほうはそういう交付税とかの財政支援というのはあるものなのだろうか。
- 税務 課長 企業設置奨励条例の中でも、条項の中に固定資産税の課税免除以外のこともある。いろんな助成金、補助金もある。私、税務課なので、固定資産税の免除のことだけ言うと、普通交付税で、これ75%というのは今回だけれども、ちょっとパーセンテージは分からぬが、手当はされている。
- 鈴木いせ子 私お聞きしたいのだけれども、農業施設等の車庫とか建設したというような場合もこれは該当するのだろうか。
- 税務 課長 先ほど申し上げたが、法人であれば農業用のもの、資本金問わずなので、生産能力の増加が伴わなもの、これは該当いたします。
- 鈴木いせ子 法人でなくても該当するか。
- 税務 課長 個人の事業主でも該当いたします。個人、法人とも該当はいたす。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日 程 第 2** 議第133号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 おはようございます。それでは、議第133号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明をさせていただく。本案は、産科医療補償制度の掛金見直しに伴い、健康保険法等に基づく保険給付としての村上市国民健康保険条例第5条の出産育児一時金の支給額、これについて40万4,000円を40万8,000円に引き上げる改正を行うものである。現行の出産育児一時金の支給額については、被保険者が産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合、本来分として条例で定める40万4,000円に加算額として規則で定める当該制度に係る掛金相当分の1万6,000円を合わせた総額42万円を支給している。このたび令和4年1月1日より、この産科医療補償制度が見直されて、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げるること及び国の社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑みて出産育児一時金等の支給額、総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたため、この改正に準拠して村上市国民健康保険の出産育児一時金を40万8,000円に改め、施行日を令和4年1月1日とするものである。なお、本案のご議決をいただいた後、規則のほうで定めておる加算額についても現行の1万6,000円から引き下げる後の掛金相当額1万2,000円に改正する予定としている。これによって、出産育児一

時金の支給総額42万円を維持し、掛金引下げ分の4,000円は本人給付分の増額に充てるものである。説明は以上である。よろしくお願ひいたします。

(質 疑)

上村 正朗

なかなか分かりにくい制度の変更によってのプラス・マイナスだと思うのだけれども、その部分は分かった。ちょっとお願ひしたいのは、令和3年度の予算だと恐らく30人近い方の分の予算確保していたのかなと思うのだけれども、去年と今年の分かる範囲でもいいのだけれども、実際の支給の件数というのはどのくらいになるだろうか。

保健医療課長

上村 正朗

令和2年度であるけれども、出産育児一時金の支払い件数は合計で22件になる。

22件だね。あとは、40万8,000円で42万円を維持する。全国健康保険協会なんかの出産育児一時金だと42万円ぐらいだと思うので、42万円と40万4,000円か。同じぐらいの水準なのかなと思うし、下越の市町村の状況を見ても大体同じぐらいの額なので、村上が特に悪いとか、そういうことでは一切ないのだけれども、実勢価格というか、では実際産科で子どもさんを産んだときの出産費用というのはどのくらいなのかということできちんと調べてみたところ、大体平均で49万円ぐらい。恐らくもっとかかると思うのだけれども、産科、病院、医療機関に払うもので大体49万円ぐらいかなと思うので、49万円と42万円というのを比較すると、かなりというか、ちょっと差があるなと思う。国民健康保険に加入している方というのは、事業者の方で順調に事業が進んでいて、かなり所得のある人もいらっしゃると思うけれども、一方社会保険に入れなくて、パートだとか非正規雇用とかで大変な方もいらっしゃると思うので、その辺をもうちょっと増額、私も仕事で生活困窮者の支援をしている中で、出産の費用を医療機関に払えなくて本当に苦労している方に何人も出会ったし、出産育児一時金というのが本当に頼りなのだけれども、市場の価格とこの出産育児一時金の額がやっぱり7万円ぐらいの乖離があるので、その辺をもう少し格差を縮小するような方向で考えていただければありがたいなと思うけれども、その辺の検討の余地というか、予定はないだろうか。

保健医療課長

すみません。先ほどの質問を、まず1件、すみません、訂正させていただきたいと思う。令和2年度でこの支払い、出産育児一時金を支払った件数は14件であった。そして、そのうち負担額が42万円を超えた件数が8件であった。ちょっと訂正させていただく。ご質問のあった令和2年度でいえば8件、42万円を超しているけれども、その方たちに対して今後の支援はというようなお話をいただいたけれども、あくまでも国の制度の中で社会保障として、あと子育て支援という中で出産育児一時金の産科医療補償制度が始まってから2回目の改正だったと思う。市独自でやるということになると、当然その負担額がほかの方の税金、税額にも反映する制度となるし、今後県で保険料率の統一に向けて今進むところなのだけれども、そういったところもあるし、気持ち的には子育て支援の部分で増額というところも検討はいたしたけれども、まずは国の制度に基づくものとして条例を改正させていただき、支援をするのであれば、県全体としてやっていくべきものでないかなと思うので、このたびについては国の改正に準拠して改正したいというところで考えているところである。

上村 正朗

このたびの条例の改正については全く反対しないので、これで全然いいと思うのだけれども、今後だよね。1つは、国の社会保障制度の中とおっしゃったけれども、

これは支出費目として保険の給付費だよね。県全体で保険料額の統一の方向でいくというのも方向としては分かるけれども、一つ制度的にいって市独自でそこをもうちょっと実勢価格に近づける、実勢価格と同じようにするということは制度的にできることではないということだよね。そこでそれを判断するかどうかは別だけれども、制度的にはできるということでよろしいのだね。

保健医療課長 それは可能であると思う。

上村 正朗 なかなか国民健康保険難しくて、勉強してちょっと情報が古いのかもしれないけれども、出産育児一時金の繰入金については費用の3分の2を市の負担分として一般会計から繰り入れて、その部分について交付税措置があるという制度の説明も読んだことあるのだけれども、それは今でも生きている制度なのだろうか。国民健康保険もちょっといろいろ変わっているので、古い情報なのかもしれないけれども、出産育児一時金繰入金として繰り入れた費用の3分の2は市負担分として一般会計から繰り入れると、その部分については交付税措置があるのだよという説明の資料もあるのだけれども、現在も制度的には同じだろうか。

保健医療課長 現在も総務省のほうから国民健康保険の繰出金について通知が毎年来ており、その中で出産育児一時金に係る繰出金として規定されている。3分の2に相当する額を繰り出すということで規定されている。

上村 正朗 そういうことで第3次村上市総合計画の中でも、子育てというのは非常に市長の目玉としても打ち出しているところだし、恐らく8人、42万円で何とかならなかつた人たちの中に生活に困窮している人がいるとすれば、その部分はやっぱりしっかりと手当てすることが少子化対策にもなると思うし・・・

長谷川委員長 上村委員に申し上げるけれども、それ自由討議のところでやってもらいたいと思う。分かった。

長谷川委員長 質疑、簡潔にしてもらわないと時間だけかかるので。今言われたような自分の考えというのは、自由討議で皆さんと討議してやるということの場を設けたわけだから。

上村 正朗 簡潔なら課長に聞いてもいいのだけれども、検討する・・・

長谷川委員長 簡潔に質疑で聞いてください。

上村 正朗 では、ぜひ私が今まで言ったようなことを今後検討していただきたいと思うけれども、それでいかがだろうか。

保健医療課長 子育て支援としてどのような方法がいいのか研究させていただきたいと思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第3** 議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 おはようございます。議第134号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、山辺里デイサービスセンター、デイサービスセンターきわなみ荘、デイサービスセンター新きわなみ荘、さわらびセンター、デイサービス長津、デイサービスセンターゆり花荘に係る指定管理者の指定について、公募によらず、一括して社会福祉法人村上市社会福祉協議会に限定指定しようとするものである。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、指定管理及び運営の提案要旨等については、指定管理者の指定に係る資料をお示しいたしたので、併せてご参照をお願いいたします。以上、よろしくお願ひいたします。

(質 疑)

上村 正朗 では、簡潔に。社会福祉協議会に対する指定管理については賛成いたすが、ちょっと中身についてお聞かせください。公共施設マネジメントプログラムには、指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとすると。引き続き事業者への建物譲渡による民営化について検討するということで、今年度中に方針を決定するということになっていると思うけれども、社会福祉協議会に指定管理をするということは、それで決定だと思うけれども、事業者への建物譲渡による民営化という部分では、その方向で決定されたということでおよろしいだろうか。

介護高齢課長 指定管理を進めていく中で、これからも譲渡というのを基本として進めてまいる。譲渡するというのは決まっていないが、これからデイサービスセンターのほうについては維持、継続という形で進めていくが、これからの中の過程の中で譲渡という話はしていきながら行っていく。

上村 正朗 その辺は、スケジュール的にはいつぐらいまでに譲渡、相手もあることだと思うけれども、いつぐらいまでをめどにと考えているだろうか。

介護高齢課長 期日は、はっきりしないのだけれども、これからまた更新の時期があるが、そのときまでには譲渡という話を進めて、施設も非常に老朽化しているので、なかなか譲渡という話は、毎回してはいるけれども、進まない状況であるが、根気強く譲渡という話を交渉の土台にのせて進めていきたいと思う。

上村 正朗 期間5年間だけれども、今やっているところにやっぱりそれはちゃんと協議して、駄目であればまた次の別の事業者の募集みたいなこともあると思うので、5年というのは恐らくあつという間だと思うので、ある程度どこまでに結論を出してということをスケジュール的にしっかりと押さえていく必要があるのかなと思うのだけれども、いかがだろうか。

副 市 長 私からお答えをさせていただく。公共施設のマネジメントプログラム、その中にもしっかりと位置づけながら、今検討している最中である。譲渡の方向性は定まっているものの、なかなか時期が明確化されていないというのが実情であるので、今委員からご指摘いただいたように、この指定管理期間内にはしっかりととしたものが出来るように、マネジメントプログラムはいつで終わりということではなくて、継続して議論を進めていくという立てつけになっておるので、その中で十分に検討していきたいというふうに思う。よろしくお願ひする。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第134号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日 程 第 4** 議第145号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第145号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてよろしくお願ひいたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,770万円を追加いたして、予算の規模を58億3,070万円とするものである。補正の内容であるが、歳入においては7P、8Pを御覧願う。第5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、説明欄1の保険者努力支援分428万5,000円の減額は、市単独で実施を予定していた健診未受診者対策事業について、県のヘルスアップ事業のモデル市町村に採択されたことにより不要となり、交付金を減額するものである。続いて、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金215万4,000円の計上は、保険基盤安定負担金及び財政安定化事業の額の確定及び職員人件費の調整によるものである。続きの8款繰越金、1項2目その他繰越金には、前年度繰越金2,983万1,000円を計上いたした。続いて、歳出であるけれども、9P、10Pをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費37万6,000円の減額は、異動等に伴う職員人件費の調整によるものである。4款保健事業費、説明欄1、保健事業経費428万5,000円の減額は歳入で説明いたしたとおり、市単独で実施予定としていた健診未受診者対策事業、これはA.I.を使った受診勧奨だけれども、これについて県のモデル市町村に採択されたことから、県経費で実施することになったため、減額をするものである。7款諸支出金、1項5目保険給付費等交付金償還金2,393万8,000円は、令和元年度の国民健康保険給付費等交付金、これは特別調整交付金分だが、その自主点検に伴う返還金及び令和2年度同交付金の普通交付金分の精算に伴う返還金である。次の6目特定健康診査等負担金償還金848万9,000円についても令和2年度の精算に伴う返還金である。8款1項1目予備費6万6,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものである。以上である。

(質 疑)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第145号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第146号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、続いて議第146号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてよろしくお願ひいたします。歳入歳出の総額にそれぞれ320万円を追加いたして、予算の規模を7億8,100万円とするものである。補正の内容だが、歳入においては7P、8Pを御覧ください。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金314万6,000円の計上は、保険基盤安定負担金の額の確定及び職員人件費の調整によるものである。4款繰越金では、前年度繰越金5万4,000円を計上いたした。歳出においては、次のページ、9P、10Pをお願いいたします。1款総務費だが、説明欄1の一般管理職員人件費69万6,000円の計上は、職員の異動等に伴う職員人件費の調整によるものである。2款の後期高齢者医療広域連合納付金245万円は、歳入でご説明いたした保険基盤安定負担金の額の確定による増加分である。6款予備費の5万4,000円は、歳入歳出の調整によるものである。以上、よろしくお願ひいたします。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第146号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第147号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第147号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億5,670万円にしようとするものである。初めに、7P、8Pを御覧ください。歳入では、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、説明欄1、特別徴収保険料現年度分145万2,000円の減額であるが、地域支援事業費、人件費の減額である。4款国庫支出金、2項3目説明欄1、地域支援事業交付金243万1,000円の減額であるが、職員人件費の調整による減額である。6款県支出金、2項2目説明欄1、地域支援事業交付金121万6,000円の減額である。こちらも職員の人件費の調整による減額である。8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目説明欄1、地域支援事業繰入金121万6,000円の減額であるが、職員人件費の調整による減額だ。4目説明欄1、事務費等繰入金941万5,000円の追加だが、こちらも職員人件費等の調整による増額である。次に、歳出のほうだが、9P、10Pを御

覧ください。1款総務費、1項1目説明欄1、一般管理職員人件費933万3,000円の追加だが、人件費の調整による増額だ。2款保険給付費、1項9目説明欄1、居宅介護サービス計画給付費400万円の減額だが、保険給付の決算額見込みを基に予算の組替えを行うものである。2項3目説明欄1、地域密着型介護予防サービス給付費150万円の追加だが、保険給付費の決算額見込みを基に増額したものである。2項7目説明欄1、介護予防サービス計画給付費250万円の追加だが、保険給付費の決算額見込みを基に増額している。4項1目説明欄1、高額介護サービス費117万5,000円の減額だが、高額介護サービス費の決算額見込みを基に予算の組替えを行うものだ。次に、11、12Pを御覧ください。2目説明欄1、高額介護予防サービス費17万5,000円の追加だが、保険給付費の決算額見込みを基に増額いたしました。5項1目説明欄1、高額医療合算介護サービス費100万円の追加だが、保険給付費の決算額見込みを基に増額したものである。3款地域支援事業費、1項1目説明欄、介護予防・生活支援サービス事業経費は保険給付費の決算見込みを基に予算の組替えを行うもので、増額はゼロである。3項1目説明欄1、総合相談事業職員人件費1万1,000円の追加である。人件費の調整による増額だ。3目説明欄1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業職員人件費627万4,000円の減額だが、人件費の調整による減額だ。5目説明欄1、生活支援体制整備事業職員人件費5万2,000円の減額だ。次に、13P、14Pを御覧ください。7款予備費、1項1目説明欄1、予備費8万2,000円の追加だが、予算の調整によるものだ。以上だ。

(質 疑)

上村 正朗

少々聞かせてください。決算見込額による調整がかなりあったかと思うのだけれども、今年の8月に制度の改正があって、負担限度額の認定の要件とか、高額介護サービス費の要件とかが変わったと思うのだけれども、8月からだから、10月に請求があって、そろそろ影響が出ているのかなと思うのだけれども、その辺の動き、件数とか金額とかが分かったら教えていただきたいと思うが。

介護保険室副参事 8月から、委員おっしゃるとおり、制度改正があって、負担限度額の認定者数も要件が変わったことで減少している。大体人数的には20人程度少なくなっているという印象があって、負担限度額認定に伴う特定入所者介護サービス費等減額された方の保険給付に当たるものについても8月以降減少している。8月の利用分以降、7月の利用から8月の利用まで、制度変わってから400万円程度減少している。今のところ、月の平均なのだけれども、昨年度の月平均に比べて100万円程度下がっているところである。毎年資産要件、所得要件等変わるのだけれども、今回の減額については資産要件が、預貯金の金額が所得の金額に応じて今まで一律1,000万円だったのが600万円ということで、それぞれちょっと設定が変わったので、それに伴ってちょっと資産のほうの要件が合わない方が出てきている。

上村 正朗

では、確認なのだけれども、7月と8月を比べると、影響した人数と額としては大体20人ぐらい、400万円ぐらいと考えてよろしいだろうか、推定だけれども。

介護保険室副参事 一応月報、介護保険の事業状況報告の毎月の統計のところで出ている数字ということだ。実際に人数の増減あるのだけれども、認定を持っていらっしゃる方でもサービスを使う頻度とか、サービスの利用状況に応じて、そこら辺細かくどのような影響が出ているかというところまではちょっと把握し切れていない状況だ。

上村 正朗

今まで認定を受けていた人が認定を受けられなくなったのは、やっぱり人数とか影

響額って保険者として調べる必要があるような気がするのだけれども、その辺は調べようと思えば調べられるのだろうか。調べられるとしたら、調べる予定はあるかどうかをお聞かせください。

介護保険室副参事 毎月、利用状況、利用件数だとか利用の日数、利用者の方とか、それぞれ変わってきてていると思うので、一律に同じ人がまず使っていると明らかだということであれば、調べて何となく傾向とかが分かるかもしれないが、実際にどなたが何日間どこの施設を使って幾ら減額されているかというところまでは毎月変わるので、そこまではちょっと調べるところまでは考えていらない。

上村 正朗 分かった。あと、高額介護サービス費、決算による見込みで減117万5,000円なのだけれども、その部分もやはり見直しの影響とかというのは実際あるだろうか。

介護保険室副参事 今回高額介護サービス費のほうを117万5,000円減額し、高額介護予防サービス費のほうを17万5,000円、高額医療合算介護サービス費のほうを100万円それぞれ増額して組替えをさせていただくのだけれども、高額介護予防サービス費のほうについては要支援の方でグループホームに入所された方がいらっしゃって、それでちょっと高額介護予防サービス費のほうが増加したということになる。高額医療合算介護サービス費のほうについては、支給件数が想定よりもちょっと多かったので、多くなるという見込みを持って増額したものである。

上村 正朗 分かった。では、もう一つ。総合事業については、決算見込みによる増減上がっていないう気がするのだけれども、今年短期集中型の3か月間の自立支援型の取組をやっていると思うのだけれども、何かかなり成果も上がっているという話を聞いているけれども、その辺は決算見込みに反映するほど給付額が減ったりはしていないものだろうか。その辺、取組の状況と結果をちょっとお聞かせいただければと思う。

地域包括支援センター長 この短期通所のモデル事業自体は、3か月間集中して身体機能の改善を行うモデル事業となっており、先日、通っていらっしゃる数名の方ではあるけれども、非常によい結果が出ているということは報告を聞いている。ただ、これが直接すぐに効果のある事業として結果が現れてくるかどうかというところは今経過を見ている最中である。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第147号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午前10時53分)